**平成２９年（フ）第５７３号**
大阪府柏原市法善寺４丁目９番37号　グリーンヴィラⅢ　103号
債務者　永田工務店こと　永田　耕司
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５７８号**
堺市北区新金岡町４丁４番３―103号
債務者　橋本　政子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５９８号**
大阪府富田林市大字佐備795番地
債務者　鶴岡　　勝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第６０２号**
大阪府松原市北新町５丁目142番地の４（105号）
債務者　阪本安莉紗（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第６２２号**
大阪府富田林市錦ケ丘町６番５―205号、前住所大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号（203）
債務者　折田　千津
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第６２８号**
大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目10番１号
債務者　藤井　舞姫
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第９０号**
和歌山市つつじが丘２丁目６番地１グループホームオアシスⅡ、前住所和歌山市善明寺642番地２　鳴滝団地Ａ11―104
債務者　大林　道子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１３５号**
和歌山市砂山南１丁目１番15号
債務者　津田　真宏（旧氏名津田正洋）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５１号**
和歌山県岩出市溝川19番地の16、前住所和歌山市砂山南４丁目２番41号
債務者　宮本　勝義
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５４号**
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野19番地
債務者　庵野　光輝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１２号**
香川県高松市香西南町664番地１　サンライフ久保Ｃ―102
債務者　富山　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１３８号**
香川県高松市前田東町662番地　市住１－６
債務者　風折　敏江（旧姓兼子）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１９０号**
盛岡市西青山２丁目８番34号
債務者　金濱　知波
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第２０１号**
岩手県花巻市東和町舘迫２区222番地
債務者　金澤ゆきえ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第４７号**
新潟県村上市岩船上大町１番29号
債務者　長濱　和生
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２９年（フ）第４７号**
新潟県上越市平成町221番地　メゾンボンジョルノ２―Ｃ号
債務者　遠藤　良陵
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２９年（フ）第１８１３号**
大阪府東大阪市宝持２丁目１番９号　宝持ホワイトハイツ　１－Ｅ号、前住所大阪市城東区鴫野西２丁目２番12―1509号
債務者　北新地カレーこと　相良　靖武
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部